

植物防疫所 病害虫情報

No. 81

2007・3・15

輸入貨物に使用される木材こん包材の植物検疫措置を開始 — 4月1日に輸入されるものから対象 —

はじめに

輸入貨物に使用される木材こん包材（以下「木材こん包材」）については、病害虫危険度解析が行われ、その結果、植物検疫措置を講じる必要があると結論づけられたことから、農林水産省は輸入植物検疫規程を改正し、2007年4月1日から検疫を開始することとなった。

以下、この経緯及び措置の内容について紹介する。

1 背景

木材こん包材を経路として北アメリカにツヤハダゴマダラカミキリが侵入し、その被害が問題となったこと等を背景として、2002年3月、国際植物防疫条約に基づく「植物検疫措置に関する国際基準第15（国際貿易における木材こん包材の規制に関するガイドライン）（以下「ISPM No.15」という。）」が採択された（本誌第51及び65号参照）。

日本はこれまで、木材こん包材に対する植物検疫措置を実施していなかったが、病害虫危険度解析を実施し、新たな措置の必要性の有無について検討することとなった。

2 病害虫危険度解析の概要 危険度解析の開始

植物防疫所が調査した結果、木材こん包材は、
1) 世界の様々な地域で生産されている、2)

様々な病害虫が付着している恐れがある、3) 様々な樹種、形態、大きさからなる、4) 様々な輸入貨物に使用され、輸入後は全国各地に輸送されている、5) 集積場など野外で保管されている、等の実態が判明し、日本へ病害虫が侵入する可能性が高いことが示唆された。

また、日本の国土は、樹木の生育に好適な条件が備わり、多種多様な樹木が植栽されているため、被害を受ける可能性のある果樹や森林資源

は莫大な種類と量になると考えられ、危険度解析の開始を決定した。

病害虫危険度評価

木材こん包材に付着し、世界各国から日本に侵入する可能性があるとして選定した病害虫の中から、代表種を対象とし、「入り込み」、「定着」及び「まん延」の可能性、並びに「経済的重要性」の4項目について危険度評価を行った。

その結果、ツヤハダゴマダラカミキリをはじめ、世界の様々な国の多様な樹種に寄生する病害虫は、木材こん包材を経路として侵入・まん延し、許容しがたい経済的損害を生じる可能

性が高く、植物検疫措置が必要であると判断された。

病害虫危険度管理（植物検疫措置）

植物検疫措置の立案・検討に際しては、輸出入植物検査、輸出国での ISPM No.15 に基づく



上：木枠 下：木製パレット及び当て木

表 病虫害危険度評価の対象とした代表種13種

<i>Anoplophora glabripennis</i> (Motschulsky)	ツヤハダゴマダラカミキリ
<i>Scolytus multistriatus</i> (Marshall)	セスジクイムシ
<i>Ophiostoma ulmi</i> (Buisman)	(セスジクイムシが媒介する ニレ類立枯病菌)
及び <i>O. novo-ulmi</i> Brasier	スギカミキリの近縁種
<i>Semanotus laurasi</i> (Lucas)	〃
<i>Semanotus ligneus</i> (Fabricius)	〃
<i>Semanotus ruscicus</i> (Fabricius)	〃
<i>Semanotus undatus</i> (Linnaeus)	〃
<i>Sirex noctilio</i> Fabricius	ノクチリオキバチ
<i>Reticulitermes flavipes</i> Kollar	ヤマトシロアリ属の一種
<i>Monochamus alternatus alternatus</i> Hope	(マツノマダラカミキリの近縁種)
<i>Monochamus carolinensis</i> (Olivier)	〃
<i>Monochamus galloprovincialis</i> (Olivier)	〃
<i>Monochamus titillator</i> (Fabricius)	〃

措置、及び日本でのそれら措置の確認等の措置を想定し、その導入について検討した。

検討の結果、「輸出国における消毒及びその旨の表示」と「国内における消毒した旨の表示の確認」を組み合わせた措置が、輸出国にかかわらず木材こん包材に付着する病虫害の入り込みの可能性を十分軽減させ、かつ実行可能な措置であるとの結論に達した。

3 輸入植物検疫措置

農林水産省は病虫害危険度解析報告を受け、「日本に持ち込まれる木材こん包材については、輸出国で ISPM No.15 に従った消毒処置の実施と適正な表示があるものは、輸入植物検疫の対象としない」とする輸入植物検疫規程の一部を改正することとした。この改正案のパブリック・コメント（国民等からの意見聴取）の募集を1ヶ月間、及び公聴会を開催して関係者の意見を聴いた上で、2006年10月6日付けで輸入植物検疫規程の一部改正を行った。

関係者への周知を図るため、施行は6か月後の2007年4月1日からするとともに、国際植物防疫ポータル及びWTO/SPS委員会事務局・加盟国へ規制周知のための情報提供を行った。

輸入検疫措置の概要

輸出国（厳密には木材こん包材の生産国）の国際基準に基づく消毒措置及び処理済みの表示を前提とし、当該表示が付された木材こん包材（以下「処理済み表示材」という。）は植物検疫の対象としない。

なお、処理済み表示が付されていない木材こん包材について

は輸入検査申請が必要で、検査を行い、検疫病虫害が発見された場合、規定の措置を行う。

処理済みの表示

ISPM No.15 に基づく生産国における消毒方法は熱処理と臭化メチルくん蒸があり、木材こん包材の消毒済み表示は下図のとおりである。

なお、輸入に際して、輸出国以外の第3国で処理済み表示がなされた

もの（処理済み表示材のリユース）も植物検疫の対象としない。

対象とする木材こん包材

加熱又は処理が行われていない木材を用いて作られたパレット、ダンネージ、堰板、止め板、挟み板、サンギ、木枠、こん包用ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッド等。

対象としない木材こん包材

接着剤、加熱加工、又はこれらを組み合わせて作られる合板、パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード、ベニヤ板で作られたこん包材及びベニヤのむき芯、おがくず、木毛、削りくず、木材チップ。

4 おわりに

今回の措置は、輸入貨物に用いる木材こん包材に処理済み表示材を利用することにより、輸入検査を受ける必要はなく、かつ、日本への病虫害の侵入の危険性を排除できることから、本制度の周知に努めているところである。このため、輸出国の関係機関へ制度を連絡させるほか、輸入関係団体等に「輸入時に使用される木材こん包材には処理済み表示材を使用する」よう広報等を実施しているところである。

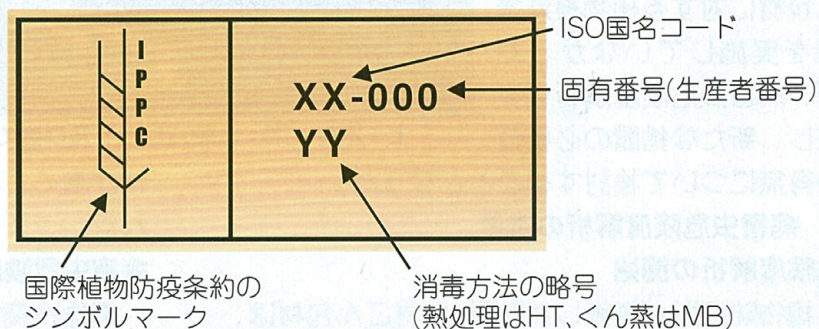


図 木材こん包材の消毒済み表示